

大津市公報

目

令 和 2 年 2 月 28 日 号 外 (第 15 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

- IP - -

次

1 大津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正......1

企業局管理規程

訓令

大津市訓令第1号

大津市職員の時差勤務に関する規程(平成30年訓令第5号)の一部を次のように改正する。 令和2年2月28日

大津市長 佐 藤 健 司

第3条第1項を次のように改める。

時差勤務の対象となる職員は、次に掲げる職員とする。

次のア又はイのいずれかに該当する業務に従事するために時差勤務を行う必要がある職員

- ア 時差勤務により公務能率又は市民サービスの向上が図られる業務
- イ 各種団体等との会議又は打合せ、公共事業等に係る説明会、公金等の徴収業務及び用地交渉その他相手 方の都合等に応じる必要がある業務

公共交通機関を利用して通勤する職員であって、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症並びに検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する検疫感染症及び同法第34条の感染症の種類として指定された感染症をいう。)の予防及びそのまん延の防止をするため、混雑時間帯以外の時間帯に公共交通機関を利用して通勤する必要があると認められる職員

第5条第1項ただし書中「第3条第1項第2号の業務に従事させるために」を削り、「場合」の次に「(第3条第1項第1号アの業務に従事させようとする場合を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年2月28日から施行する。

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第1号

大津市企業局職員の時差勤務に関する規程(平成30年企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。 令和2年2月28日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条第1項を次のように改める。

時差勤務の対象となる職員は、次に掲げる職員とする。

次のア又はイのいずれかに該当する業務に従事するために時差勤務を行う必要がある職員

- ア 時差勤務により公務能率又はサービスの向上が図られる業務
- イ 各種団体等との会議又は打合せ及び企業局の事業に係る説明会その他相手方の都合等に応じる必要がある業務

公共交通機関を利用して通勤する職員であって、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症並びに検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する検疫感染症及び同法第34条の感染症の種類として指定された感染症をいう。)の予防及びそのまん延の防止をするため、混雑時間帯以外の時間帯に公共交通機関を利用して通勤する必要があると認められる職員

第5条第1項中「1週間前の日(第3条第1項第2号」を「前日(第3条第1項第1号ア」に、「前日」を

2 7/112 + 2/1 20	7 A II	- πx	37 (X 10 3)
「1週間前の日」に改める。 附 則			
この規程は、令和 2 年 2 月28日から施	行する。		